

令和07年度 市民税・県民税申告書

(市処理欄) 整理番号

仙台市処理欄 (あて先) 仙台市長 現住所 仙台市 区 1月1日現在の住所 (□ 同上) フリガナ [23] 個人番号 [421] 提出年月日 氏名 代理申告者記入欄 (氏名) (続柄) 生年月日 [25] [26] [27] [28] 世帯主の氏名 (続柄)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

13 社会保険料控除 社会保険の種類 支払った保険料 円 合計 15 生命保険料控除 新生命保険料の計 旧生命保険料の計 円 円 新個人年金保険料の計 旧個人年金保険料の計 円 円 介護医療保険料の計 円 16 地震保険料控除 地震保険料の計 旧長期損害保険料の計 円 円 17-19 障害者控除 氏名 障害の程度 級度 氏名 障害の程度 級度 20-22 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者 氏名 生年月日 配偶者の合計所得金額 円 個人番号 [451] 23 扶養親族 フリガナ [426]/[444] 生年月日 明・大・昭 [62]/[418] 氏名 個人番号 [425]/[443] 控除額 万円 フリガナ [428]/[446] 生年月日 明・大・昭 [65]/[419] 氏名 個人番号 [427]/[445] 控除額 万円 フリガナ [430]/[448] 生年月日 明・大・昭 [68]/[420] 氏名 個人番号 [429]/[447] 控除額 万円 フリガナ [432]/- 生年月日 明・大・昭 [71]/- 氏名 個人番号 [431]/- 控除額 万円 フリガナ [434]/- 生年月日 明・大・昭 [74]/- 氏名 個人番号 [433]/- 控除額 万円 フリガナ [436]/- 生年月日 明・大・昭 [74]/- 氏名 個人番号 [435]/- 控除額 万円

1 収入金額等 事業 営業等 ア 業 農 業 イ 不動産 ウ 利子工 配当オ 給与カ [007] 公的年金等 キ [010] 雑 業 務 ク その他 ケ 総合譲渡 短期 コ 長期 サ 一時 シ 2 所得金額 事業 営業等 ① [030] 業 農 業 ② [031] 不動産 ③ [033] 利子 ④ [034] 配当 ⑤ [035] 給与 ⑥ [040] 公的年金等 ⑦ [041] 業 務 ⑧ [234] その他 ⑨ [042] 合計(7+8+9) ⑩ [043] 総合譲渡・一時 ⑪ [050] 合計 ⑫ [051] 4 所得から差し引かれる金額 社会保険料控除 ⑬ [111] 小規模企業共済等掛金控除 ⑭ [112] 生命保険料控除 ⑮ 地震保険料控除 ⑯ 寡婦、ひとり親控除 ⑰-⑱ 勤労学生、障害者控除 ⑲-⑳ 配偶者(特別)控除 ㉑-㉒ 扶養控除 ㉓ 基礎控除 ㉔ ⑬から㉔までの計 ㉕ [109] 雑損控除 ㉖ [110]/[219] 医療費控除 ㉗ ※7 合計(㉕+㉖+㉗) ㉘

【裏面もご確認のうえ該当項目をご記入願います。】

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、住所及び扶養控除額の合計を記入してください。

26 雑損控除 損害の原因 損害年月日 損害を受けた資産の種類 損害金額 円 保険金などで補てんされる金額 円 差し損失額のうち災害関連支出の金額 円 27 医療費控除 支払った医療費等 円 保険金などで補てんされる金額 円

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載し

移送図 5(表) 未成 本姓 本姓 控配 年少 特定 同老 扶老 その他 同特 特障 普障 摘要 青色 [47] [48] [37] [47] [38] [39] [40] [41] [44] [45] [46] [49] [30]

セルフメディケーション税制を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」に「1」と記入してください。

給与・公的年金に係る所得以外(当年4月1日において65歳未満の方は給与以外)の市民税・県民税の納税方法

□ 給与から差引き(特別徴収) [54] □ 自分で納付(普通徴収)

6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある方で、源泉徴収票のない方は記入してください。)

月	日	給	勤務日数	月収
1		円		円
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
賞与等				円
合計				
法人番号又は所在地				
勤務先名				
電話番号				

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費
		.	円	円
		.		
		.		
		.		

国外株式等に係る外国所得税額

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費
		円	円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
総合譲渡	短期	円	円	《044》	円	円
	長期			《046》		円
一時				《048》		円
				ニ 合計 イ+{(ロ+ハ)×1/2}		

右上のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。
右のニの金額を表面の⑩の所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

フリガナ	《80》	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	《81》	専従者給与 (控除) 額	《82》
氏名							
個人番号	《437》						
フリガナ	《83》	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	《84》	専従者給与 (控除) 額	《85》
氏名							
個人番号	《438》						
フリガナ	《86》	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	《87》	専従者給与 (控除) 額	《88》
氏名							
個人番号	《439》						
所得税における青色申告の承認の有無		承認あり		《30》	承認なし	合計額	《134》

13 事業税に関する事項

非課税所得 など	所得金額	円
損益通算の 特例適用前の 不動産所得		円
事業用 資産の 譲渡損 失など	資産の種類 損失額、被災損失額(白)	円
前年中の 開廃業	開始・廃止 月 日	
<input type="checkbox"/> 他都道府県の事務所等		

12 別居の扶養親族等に関する事項

フリガナ	住所	国外居住	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
氏名			
フリガナ	住所	※2 国外居住	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
氏名			
フリガナ	住所	国外居住	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
氏名			

14 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	《467》	円
住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)	《120》	
条例指定分	都道府県	《466》
	市区町村	《465》

15 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	《454》	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	《455》
氏名					
個人番号	《456》				
特別障害者に 該当する場合	級 度	別居の場合 の住所			

(仙台市処理欄)

移送図 5(裏)

コード①	コード②	コード③	コード④
フリーコード欄(コードに応じて金額を入力)			

住借適用数

《348》

【9】-【10】-【11】-【12】

令和 年 月 日

市町村長 殿

市区町村コード又は
都道府県コード

【1】

市町村長
知 事

令和 年 寄附分

市町村民税
道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例通知書

地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定により、下記の者から同条第2項（第9項）に規定する申告特例の求めがありましたので、同条第5項（第12項）の規定により下記のとおり通知します。

住 所		生年月日	【25】 ^年	【26】 ^月	【27】 ^日	【28】
フリガナ	【23】		電話番号			
氏 名			合計寄附金額			
個人番号	【421】		《218》 ^円			

備考

合計寄附金額とは、申告特例の求めに係る地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金の額の合計額をいいます。

第五十五号の七様式（附則第二条の四関係）